「オンライン版　入江俊郎関係資料」解題

赤坂　幸一（九州大学法学研究院教授）

1 はじめに

入江俊郎は、戦前以来、内閣に設置された法制局の実務の中枢を担った法制官僚であり、法制局長官として日本国憲法の制定の最前線に立ったほか、最末期の貴族院議員を経て、初代の衆議院法制局長、及び、18 年半にわたり最高裁判事を務め、自身が構築した日本国憲法体制の確立・運用に努めた人物である。まさしく「憲法の番人」の名にふさわしい人物と言えよう。本データベースには、入江俊郎（1901-1972）の遺族のもとで保管されてきた日記・手記・手帳・研究ノートや各種メモ、書簡類、趣味に関する諸資料などが含まれる（以下、「入江俊郎関係資料」）。そのキャリアを反映して、「入江俊郎関係資料」は重要な憲政資料を包含しているが[1]、旧来の憲政資料室所蔵分（以下、「入江俊郎関係文書」）が、整理されたいわば「最終版」であるのに対し、憲政記念館所蔵の「入江俊郎関係資料」は、それらの背景を成す手帳・ノート類や、最高裁判事時代の手記・日記（全くの新出資料）など、入江の思索や検討の過程・舞台裏を伝えるものとして貴重である。

2 数奇な運命

この「入江俊郎関係資料」は、実は、数奇な運命を辿って衆議院法制局から憲政記念館に最終移管され、かつ J-DAC に収録されるにいたった。入江俊郎とその妻・静との間には二人の娘がおり、長女は夭折したが、次女香代子は堀口進に嫁ぎ、一男二女をもうけた。そのうちのひとり、次女の光子が嫁いだのが、マルティン・ルター研究で知られるドイツ文学者、松浦純である（すなわち、松浦純の妻の母方の祖父が、入江俊郎にあたる。なお松浦の主著 *Martin Luther: Erfurter Annotationen 1509-1510/11*（『マルティン・ルター：エルフルト期注記集 1509-1510/11』）は、2013 年度の恩賜賞・日本学士院賞を受賞している）。2018 年 12 月に学士院会員に選定された松浦は、翌年3月、以前から学士院会員であった樋口陽一と学士院の会議で懇談中に、次のような相談をしたという。

いわく、国立国会図書館に寄贈された「入江俊郎関係文書」の他にも、相当数の手帳・日記・書簡などがなお手許にあり、その公開の是非・方法について然るべき機関での検討を希望する、と。これを受けて樋口は、元ゼミ生であった橘幸信が、奇しくも入江の後輩として衆議院法制局長を務めていたことから、橘に検討を依頼し、第 1 回受け入れ（2020 年 7 月）・第 2 回（2022 年 9

[1] 田中二郎いわく、「法曹にはその人多しといっても、入江さんのように、立法、殊に、日本国憲法をはじめ戦後の基本法令の制定という画期的な立法のほか、行政および司法の分野にわたって、自ら貴重な体験を重ねた人は、他にその例を見出しがたい」と（入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題――入江俊郎論集』（第一法規出版、1976 年）あとがき）。

月、掛け軸、色紙、書状、遺稿など）・第 3 回（2024 年 2 月、終戦直後の手帳など）・第 4 回（2025 年 4 月、写真や各種メモ、書簡など 120 点）を経て、保存措置及び内容面の精査が行われ、この間の筆者を含めた調整の結果、衆議院憲政記念館への最終移管（2026 年度に完了）と、主要文書の J-DAC データベースにおける公開（2026 年 11 月）、手帳・日記の翻刻刊行（2027年度予定）などの方針が決定された。なお、本データベースには、憲政資料室に寄贈されて利用されてきた従来の「入江俊郎関係文書」も、デジタル資料としてすべて収録されている。他方、掛け軸や戸籍・親族関係の記録など、データベース公開に適さないものは収録対象から除外されている。

3　収録資料の概要と特徴

以下、「入江俊郎関係資料」（新規分）の主要な内容につき、その概要を簡潔に紹介する。

・法制局第 1 部長～法制局長官時代の手帳

まず注目すべきは、敗戦後の法制局内における執務手帳である。部内会議の様子や、GHQ 指令を受けた法制的対応、各省次官会議及び閣議の案件メモ、公職追放、憲法改正問題の出現から実際の憲法改正に至るまでの対応、憲法制定の当事者としての所感、戦後改革に関わる各種法整備、最高裁判事の人選にかかる GHQ との相談等々、戦後の憲法体制の変革の中枢にいた人物ならではの貴重な記述が多く含まれている。もっとも、敗戦直後の混乱期・物資不足もあり、紙質は悪く、判読には困難を伴う部分も少なくない。

・最高裁判事時代（昭和 26 年～47 年）の日記・手記・覚書

衆議院法制局長として、自身の日記・手記が将来、憲政資料としての価値をもつことを意識した入江は、最高裁判事就任の根回しや舞台裏、最高裁判事 3 名による入江就任反対運動等の経緯についても赤裸々な記録を残している。また最高裁判事就任後も、重要な憲法判例である政令 325 号事件に関する裁判官合議の内容（注、裁判官合議の内容は従来、評議の秘密（裁判所法 75 条）により、外部に公開してはならないものとされてきた）や、同僚の最高裁判事に対する率直な人物評など、当事者以外には実感を持って語り得ない多くの内容を含んでいる[2]。また、18 年半の長きにわたって最高裁判事を務めた入江俊郎だけに、最高裁の機構改革問題など、裁判所内部の運営のあり方についても、随所に深い洞察を残している。入江俊郎は退官後まもなく胆管がんにより死去するが、その最晩年の日記までが残されており、最期の日の記述は静子夫人によるものである。

[2] 例えば、三淵忠彦・初代最高裁長官が後任の長官として、当時最高裁内部で争っていた真野毅・霜山精一ではなく、外部から田中耕太郎を起用した経緯（赤坂幸一「三淵忠彦最高裁長官はいかに誕生したか――日本国憲法の制定と最高裁の始動」『世界』2024 年 9 月号 219-230 頁）につき、これを補強する新資料も含まれている（同『憲政秩序の創設と運用』（弘文堂、2026 年）241-245 頁）。

・書簡・研究ノート等

その他、憲法制定の産婆役を務めた金森徳次郎国務大臣との書簡など、憲政史上重要な意義を持つ書簡群や、憲法問題をはじめとする法制上の諸問題に関する研究ノート 3 冊（昭和 24 年～同 27 年 9 月）、また昭和 23 年～昭和 24 年の憲法講義録および憲法講義ノート（於、慶応大学）が残されており、憲法制定関係者の「起草者意思」を示すものとして興味深い。

実は、入江は最高裁判事退官後1ヶ月余を経た時点で、今後の研究課題として、

① かつて憲法調査会に提出した「制定経緯」の出版

② 憲法要論[3]の改訂

③『最高裁判所公法判例系譜』

を挙げ（1971 年 2 月 15 日覚書）、また菊池勇夫（労働法学者で入江の友人。日本学士院会員、元九州大学総長）の助言を踏まえて、これに

④ 立法学序説

を加えている（1971 年 3 月 12 日・27 日覚書）。しかし、入江は翌 1972 年 7 月 18 日に逝去し、これらの企画が入江自身の手によって実現されることはなかった。たしかに①は、奥野健一や佐藤功、田中二郎らの尽力により、入江俊郎『憲法成立の経緯と憲法上の諸問題――入江俊郎論集』（第一法規出版、1976 年）として部分的に刊行をみたが、入江の構想では「新憲法制定の経緯とその後の発展過程」（1971 年 3 月 27 日覚書、傍点稿者）が予定されていたのであり、また、入江が最も重視した③『最高裁判所公法判例系譜』は、主な公法判例の成立の経緯を「余の詳細な手控により」跡付けることを眼目としていた（同前）。②『憲法要論』改訂版や④『立法学序説』を含め、入江の遺した資史料群からこれらの幻の出版構想を蘇らせることは、後世の研究者にとって魅力ある課題であろう。

・最高裁判例集への書込み

この観点から付言すべきは、衆議院法制局には入江俊郎が寄贈した最高裁判例集が調査資料（業務用・非公開）として遺されており、そこに一定数の重要な書き込みがある、ということである。これらの記載は、上記手記・日記や各種メモ等と相まって、最高裁の評議過程を解明する一助になることが期待される。判例集のうち、書き込みのあるページは本データベースに収録されており、上記『最高裁判所公法判例系譜』構想の再生という観点から興味を惹くほか、龍谷大学に寄贈された團藤重光旧蔵資料と相俟って、わが国でも遅ればせながら、最高裁評議過程の実証研究が進展する契機となることが期待される[4]。

[3] 入江俊郎『憲法要論』（慶應通信、1956 年）。

[4] この点については、赤坂幸一「評議の秘密と評議資料――團藤重光文書を活用した評議過程の実証研究の可能性」『法律時報』98 巻 3 号（2026 年）89-94 頁を参照されたい。

4 永遠の未完成と永遠の生命

死の2ヶ月前、衰えゆく肉体に悩みつつ、入江俊郎は心友の安積得也（内務官僚、1900–1994。入江と一高・東京帝大法・内務省同期）に対し、次のように書き送った。

「〔前略〕小生の友人にも数名の学者があり、若い日から一途にその道を掘り下げて、後世に残るよい著作をいろいろのこしています。わが得也兄も亦、講演のほかに、全くユニークな人の心を引き立て浄める数多くの著作を発表されています。後世長く残りますね。小生のごとき、若干書いたものもあっても終始一貫していませんし、泡の如く消えています。それで、その友人の学者や大兄のような方を本当に羨ましく思います。

しかし又一方、私は作曲家と演奏家、声楽家、脚本台本の作者と演劇や能の役者を対比してみて、作曲は永久にのこり、台本も小説も脚本も永久に残るが、演奏家や声楽家、又役者のステーヂでの演技は、その場その場で消えてしまいます、といって演奏家、声楽家、役者の一流の人は、その時その時の一本勝負で舞台にいどみ、その瞬間に消えてゆくのです。しかし、それでよいので、一流の（又一流でなくともその途に入って精進する芸術家なら）さういう人は、一瞬一瞬に生命をかけ、そこに永遠の生命があるのではないかとも思います。が、あとに何も残らない、淋しいような気がします。〔後略〕」（1972 年 5 月 24 日）

時々の職責に全身全霊を捧げ、その一瞬に「永遠の生命」を見出してきた入江俊郎は、実は、書簡の 1 年あまり前にも――「余の歩む道」として最高裁退官後の研究テーマの4本柱を構想しつつ、他方で――「今更らそんなことに気負う要なく文字どおり、ボンヤリ余生を送らんかとも思う」と、揺れ動く心境を率直に吐露していた（1971 年 3 月 27 日覚書に付された「感想」）。一瞬一瞬をいかに生き抜いたかこそが重要で、「文字〔書物〕や形（絵画など又彫刻など）〔にして後世に残すこと〕にこだわる自分自身は何とせまい考えだろう」と思い悩んだ入江は、上記書簡の最後をこう結んでいる。

「そして結局、私の救いは、内村鑑三先生の『後世への最大遺物』という文章です。若き日よみ、壮年にしてよみ、中年、老年にしてひもどき、いつもうたれます。「高尚にして勇ましい生涯を送ることこそ何にもかえがたい尊い」ことと先生はいっておられます。私の今の淋しさは、鑑三先生のこの言葉でからくも救われています。」

芝栄町の聖アンデレ教会で行われた入江の告別式は、死の公表を拒んだ入江の意思にも拘わらず、長蛇の会葬者が列をなし、オルガンの Christ lag in Todesbanden の流れる中を、「永遠の生命」を得た神の子なる、ヨハネ入江俊郎の前に進み、白いカーネーションを掲げて次々に告別したという[5]。入江の寿命は、入江の意思の如何にかかわらず、自身の思索の結果を集大成

[5] 渡邉五三九「ヨハネ入江俊郎さんを送る」『法曹』267 号（1973 年 1 月）39 頁（のち渡邉五三九『終りなき旅――渡邉五三九遺稿集』（1997 年）173 頁）。渡邉は、安積得也と全く同じ 1972 年 5 月 24

すること（文字・形にして残すこと）を入江に許さなかった。個々の事案と格闘した、その経過・結果は、いわば「永遠の未完成」として我々の手に委ねられているのである[6]。本データベースが多くの篤実な研究者に利用されることを願って止まない。

日付けで、肝胆機能障害の精密検査のため入院加療中の旨の入江俊郎書簡を送られている。

[6] 赤坂幸一「埋もれし環――法典編纂・訴訟観・永遠の未完成」畠山亮・福島至編『團藤重光研究Ⅱ』（日本評論社、近刊）所収も参照。